

社会問題と向き合う少額短期保険

障がい者などへの医療保険

トライアングル少額短期保険



鈴木氏(右)と村山氏

うつ病、統合失調症、難病患者も加入可能

特定部位・特定疾病不担保で対応

厚生労働省によれば、障がい者は全国で約750万人いるとされる。重度の障がい者では公的医療保険の医療費助成の対象となるが、中軽度の場合は助成対象にならないことも多い。また、難病の場合も疾患に関する治療費の助成は受けられるが、その疾病以外の医療費は自己負担となるのが原則だ。厚生労働省が今年1月25日にまとめた「難病対策の改革について」の提言では、公平・安定的な医療費助成の仕組みが構築され、給付水準に関して一部負担額が0円となる重症患者の特例を見直し、所得などに応じて一定の自己負担を求めるとしている。一方、障がい者や難病患者の場合、民間の医療保険への加入が難しいのが現状だ。そうした背景の中、昨年、少額短期保険業を登録したトライアングル少額短期保険は、特定部位・特定疾病不担保により、そうした患者の多くが加入できる医療保険を開発した。

持病以外を保障する医療保険二一

厚生労働省の「障害者白書(平成22年版)」によれば、国内の障がい者数は、身体障がい者が約366万人、知的障がい者が約55万人、精神障がい者が約323万人となっている。障がい者に対しては、国や行政が法体制や環境整備を進め、公共交通機関や住宅産業などではバリアフリー化が

進んでいるが、民間の医療保険分野では障がい者の加入が困難など、対応の遅れは否めない。昨年7月、70社目の少額短期保険会社として営業を開

70社目の少額短期保険会社に

始したトライアングル少額短期保険が開発した「トライアングル医療保険」は、持病や障がい、難病患者の多くが加入で

の機会が増え、社会進出が進んでいるため、そうした人々を可能な限り受け入れてサポートしたい。既往の持病や障がい

症患者、障がいのある子どもは個室への入院や保護者の付き添いが必要となる場合もある。齋藤正彦社長は「障がい者などがけがをしたたり病気がかかった場合、一般保では引き受けが難しいが、そうした状況を改善したいという思いで少額短期保険会社を立ち上げた」と強調する。かつて、同社が精神に関する病気の264人に調査したところ、約9割が持病以外を保障する医療保険の必要性を感じていると回答している。

きる医療保険。同保険の特徴は、特定部位・特定疾病不担保の考え方を採用し、原則として「持病」「現症」「障がい」とそれに起因する疾病以外を保障対象としている点にある。一般の生保では引受基準緩和型商品があるが、障がい者や難病患者の場合、加入条件の制限が厳しかったり、引き受けられないケースがあるのが現状だ。

満3歳から加入、入院給付金1万円支給

同保険は、身体障がいや知的障がい、うつ病や統合失調症などの精神障がいでも、おおむね半年から1年以内に入院歴がなければ加入できる。営業管理部長の鈴木貴司氏は「障がい者の就学就労

同社の保険は、満3歳から74歳まで加入できる。加入年齢を3歳から設定した理由について鈴木氏は「障がいには3歳前後までに自然治癒しているか否かで手術が決まることが多い。また、一般的な引受基準緩和型商品の加入年齢が20歳から30歳となっているのに対し、若年層から加入できることも大きなポイント」と話す。

果関係のない入院や差額ベッド代、付添介護費用などは助成対象に含まれないが、ダウン症や自閉

障がい者施設などの個人ニーズにも対応

障がい者のための保険が難しいのは、加入する障がい者自身が病気や障がいを表に出したからない点にある。従って、一人一人との対面販売が極めて難しい。そうした中でも同社は、プロ代理店をはじめ、理念に賛同して社会貢献的な仕事をしたいという代理店が増えている。

鈴木氏は「これまで、顧客から『障がい』や『うつ病』という言葉が出た段階で、保険の話をやめざるを得なかったが、この保険であれば引き受けられるため、新たな顧客開拓や信頼関係の構築に結び付いている」と言う。

人々や障がい者施設などを顧客に持つ代理店でも、障がい者一人一人に提案できる商品は少なかった。代理店が同保険を取り扱うことで、個人に対応できるようになる。最近では保険ショップなどからの問い合わせも増えているという。同社の本格的営業は昨年10月からと日はまだ浅いが、年度内に130店、150店、来年度には600店の代理店設置を目指す目標だ。